



# 奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験案内

## <社会福祉職（保育士・児童指導員・児童福祉司・社会福祉主事）>

令和 5 年 9 月  
奈良県総務部行政・人材マネジメント課

受付期間 募集内容に応じて随時受付  
※ 募集に関する問い合わせ及び応募先は、  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県総務部行政・人材マネジメント課 電話 0742-27-2052  
人材マネジメント係 (ダイヤルイン)

### 1. 募集内容

選考区分	職務概要
保育士	障害児施設等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助などに従事
児童指導員	障害児施設又はこども家庭相談センター等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助又は一時保護などに従事
児童福祉司	こども家庭相談センター等に勤務し、虐待・育成等の児童相談対応、指導及び支援の実施などに従事
社会福祉主事	福祉事務所に勤務し、生活保護に関する業務等に従事。または、こども家庭相談センターに勤務し、虐待・育成等の児童相談対応、指導及び支援の実施などに従事

奈良県行政・人材マネジメント課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/45593.htm>) において採用職種や採用予定人員等を掲載し随時更新しますのでご確認いただくか、奈良県総務部行政・人材マネジメント課人材マネジメント係までお問い合わせください。

奈良県行政・人材マネジメント課をご覧になる際は、下記のQRコードもご利用ください。  
(携帯用サイトではなく、パソコン用サイト又はスマートフォン用サイトに接続しますのでご注意ください。)



- 育児休業代替任期付職員は、育児休業職員の代替として、本務者の育児休業期間を任期の限度として勤務する職員です。
- 任期に定めがあることや、育児休業や育児短時間勤務をすることができないこと以外は、任期の定めのない職員と同等の職務内容、勤務条件となります。

- 第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登録者名簿(技術・資格職)」に3年間登録し、この登録者の中から第二次選考の受験者を順次決定し、第二次選考の合格者を採用します。
- 任期は、おおむね5か月以上3年未満で、職員の育児休業請求期間に応じて採用者ごとに決定します。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、登録されても採用されない場合があります。

## 2. 任期

本務職員の育児休業請求期間に応じて採用者ごとに任期を決定

※おおむね5か月以上3年未満

※職員が育児休業請求期間を短縮又は延長した際は、採用時に決定した任期を短縮又は延長する場合があります。

※育児休業代替任期付職員の採用に先立って、産前産後休暇の代替職員として臨時的任用する場合があります。

## 3. 応募資格

次の(1)のうちいずれかの任用資格及び(2)の要件をいずれも満たす人

(1) 次の資格等についての要件を満たす人

任用資格	資格等についての要件
保 育 士	保育士資格を有する人
児童指導員	<p>児童指導員の任用資格を有する人</p> <p>※児童指導員の任用資格を有するには、次の一～十のいずれかに該当することを要します。</p> <p>一 児童福祉施設基準第四十三条第一号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p>

	<p>六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p>
児童福祉司	<p>児童福祉司の任用資格を有する人</p> <p>※児童福祉司の任用資格を有するには次の一～八のいずれかに該当することを要します。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの</p> <p>三 医師</p> <p>四 社会福祉士</p> <p>五 精神保健福祉士</p>

	<p>六 公認心理師</p> <p>七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの</p>
社会福祉主事	<p>社会福祉主事の任用資格を有する人</p> <p>※社会福祉主事の任用資格を有するには次の一～五のいずれかに該当することを要します。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>※社会福祉に関する科目については厚生労働省HPをご確認ください。</p> <p>二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>三 社会福祉士</p> <p>四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの</p>

(2) 次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条に該当しない人）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※国籍についての要件

保育士、児童指導員 : 日本国籍を有しない人は、在留活動に制限のない日本国在留の資格を有する場合に応募できます。なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

児童福祉司、社会福祉主事 : 「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づき、日本国籍を有しない人は受験できません。

#### 4. 選考等日程・会場・合格者発表

	日 程	会 場	合 格 者 等 発 表
第一次 選 考	書類選考 募集内容に応じて随時 必要書類を受け付けます。	—	必要書類到着後10日程度以内に、結果を通知しま す。 第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登 録者名簿（技術・資格職）」に登録します。
第二次 選 考	面 接 「育児休業代替任期付職員登録 者名簿（技術・資格職）」登録 後、随時面接を実施します。	別途通知 します。	面接実施後10日程度以内に、合否通知を郵送 します。

※第二次選考の合格者に対して、職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかの判断を行うため、採用予定時期に応じ  
て県の指定する医療機関において健康診断を随時実施します。

#### 5. 選考等の概要

種 目	内 容
第一次選考	書類選考 応募資格の有無、応募記載事項の真否等について選考を行います。
第二次選考	面 接 職員としての適性等について個別面接による選考を行います。

#### 6. 応 募 手 続

必 要 書 類	<p>① 奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験応募書（様式1）</p> <p>◆写真添付（写真は縦4cm、横3cm 上半身脱帽、正面向で6か月以内に撮影したもの。白黒、カラーは問いません。）</p> <p>② 自己PR書（様式2）</p> <p>③ 返信用封筒 1通 （「第一次選考合否通知」送付用）</p> <p>・23.5cm×12cmの定形封筒1通に切手344円分を貼り、郵便番号及び住所・氏名を明記してください。</p> <p>④ 国籍要件・応募資格等確認書（様式3）</p> <p>（注意）下記&lt;1&gt;～&lt;5&gt;を記入するもので、（様式3）を提出するか、あるいは（様式3）に則って作成したものを提出してください。</p> <p>&lt;1&gt; 受験申込者の「日本国籍の有無」（「有」又は「無」のうちいずれかを○で囲む。）</p> <p>&lt;2&gt; 受験申込者の「在留資格の内容」</p> <p>※日本国籍を有しない人のみ記入 （「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」及び「定住者」のうちいずれかを記入）</p> <p>&lt;3&gt; 受験申込者の「生年月日」</p> <p>&lt;4&gt; 国籍要件・応募資格等確認書の「記入日」</p> <p>&lt;5&gt; 受験申込者の「氏 名」（自署に限る。）</p>
---------	---

	<p>◆次の書類を添付してください。</p> <p>応募資格をみたす卒業証明書、成績証明書（厳封）及び講習会修了証等 または、応募資格をみたす実務経験を証する在職証明書（様式4）</p>
申込方法	<p>必要書類を、奈良県総務部行政・人材マネジメント課人材マネジメント係まで直接持参するか、又は書留など確実な方法で郵送してください。</p> <p>※郵送の場合は、封筒の表に必ず「育児休業代替任期付職員登録選考&lt;技術・資格職（社会福祉職）&gt;応募」と朱書きしてください。</p>
受付期間	<p>期 間 募集内容に応じて随時</p> <p>時 間 午前9時 ～ 午後5時</p> <p>※ 直接持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は、受付を行いません。</p> <p>応募書類送付後2週間経過しても「第一次選考可否通知」が到着しない場合は、奈良県総務部行政・人材マネジメント課まで必ずお問い合わせください。</p>

## 7. 給 料 等

初任給	<p>採用までの前歴等に応じて条例等の定めるところにより決定します。</p> <p>(参考)</p> <p><b>【保育士】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年制短大卒業程度で採用前に前歴がない場合： 月額182,400円</li> <li>・ 2年制短大卒業後5年間正社員としての経験がある場合： 月額212,800円</li> </ul> <p><b>【児童指導員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4年制大学卒業程度で採用前に前歴がない場合： 月額197,700円</li> <li>・ 4年制大学卒業後5年間正社員としての経験がある場合： 月額224,600円</li> </ul> <p><b>【児童福祉司、社会福祉主事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4年制大学卒業程度で採用前に前歴がない場合： 月額175,300円</li> <li>・ 4年制大学卒業後5年間正社員としての経験がある場合： 月額209,300円</li> </ul>
その他手当	<p>地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。</p>

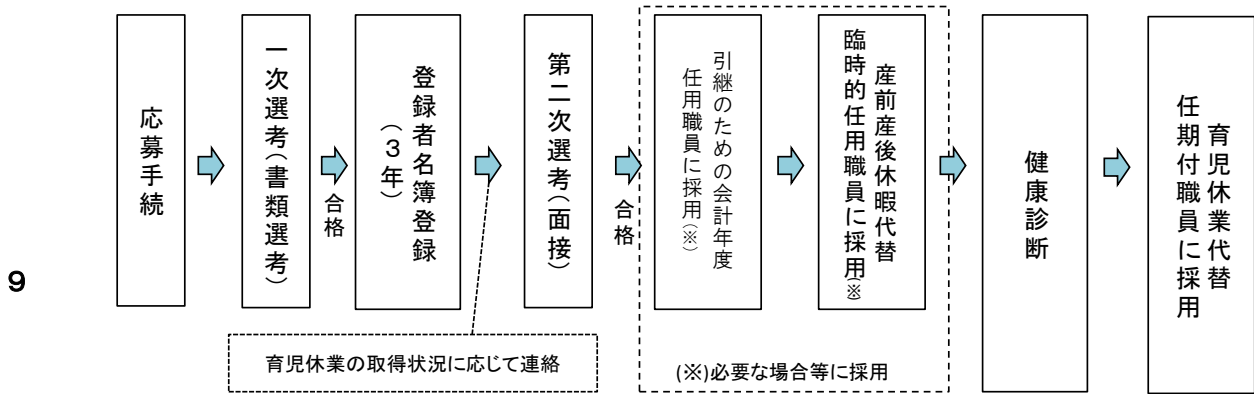
※ なお、初任給等は令和5年9月1日現在の条件で表記しています。

## 8. 勤務条件等

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。

年次有給休暇等は職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づき付与されます。

※なお、勤務条件等は令和5年9月1日現在の条件で表記しています。



- 第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」に3年間登録します。
- この登録者の中から第二次選考の受験者を順次決定し、第二次選考の合格者を採用します。
- 職員の育児休業の取得状況に応じて第二次選考を実施するため、登録者ごとに第二次選考の時期や採用時期、任期が異なります。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、登録されても第二次選考の対象とならず、採用されない場合があります。
- 育児休業代替任期付職員の採用に先立って、産前産後休暇の代替職員として、臨時的任用する場合があります。産前産後休暇代替臨時的任用職員の任期は、おおむね16週間（多胎妊娠の場合はおおむね22週間）です。
- 配属先の所属が必要と判断した場合、育児休業代替任期付職員もしくは産前産後休暇代替臨時的任用職員の任期開始以前、又は育児休業代替任期付職員の任期終了以降、業務引継のために出勤を依頼することがあります。その場合の勤務日は任期前後それぞれ1日（スケジュール調整の上決定）で、給料に相当する報酬日額7,361円、地域手当に相当する報酬及び通勤費用を支給します。

## 10. その他

- 育児休業代替任期付職員又は産前産後休暇代替臨時的任用職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- 「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」に登録され、第二次選考に合格した後、採用日の前日までの間は他の職に就くことは可能ですが、採用後は地方公務員法第38条により兼業が禁止されています。（引継のための会計年度任用職員や産前産後休暇代替臨時的任用職員も同様です。）
- 任期中において、場合により配置換えとなる場合があります。（配置換えに伴い、給料額が変わることがあります。）
- 任期満了後も、「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」の登録期間中は、別の

育児休業代替任期付職員等として任用することがあります。

○この試験の受験者は、合格発表の日から1月間、選考の結果（総合得点及び順位）について、口頭により開示を請求することができます。

なお、詳細については、下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

奈良県総務部行政・人材マネジメント課人材マネジメント係

〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-2052（ダイヤルイン）





(様式1)

資格・免許・特技等（取得年も併せて記載してください。）

パソコンスキル

（Word, Excel, Powerpoint について操作可能な項目にチェックを入れてください。

その他パソコンスキルについて具体的に記載し、資格等については取得年も併せて記載してください。）

Word 新規作成・保存 書式設定変更 表挿入 画像挿入 図形描画  
ヘッダー・フッター設定 差込印刷 その他（ ）

Excel 新規作成・保存 スタイル設定 表示形式設定 表の作成 グラフの作成  
数式の活用 関数の活用 シートやブックの保護 ピボットテーブルの活用  
マクロの活用 その他（ ）

Powerpoint 新規作成・保存 デザイン・レイアウト変更 図形の挿入 アニメーションの設定  
各種印刷（ノート、配布資料等） その他（ ）

その他・資格等

## 応募書記入要領

- 1 ※欄を除くすべての欄に、正しく記入してください。記載事項に不正があると、採用される資格を失うことがあります。
- 2 数字は算用数字を用い、ふりがなはひらがなで記入してください。
- 3 連絡先欄には、単身赴任等で職員寮などに居住している場合、休暇などで帰省するところを記入してください。また、現住所以外に早く連絡できる場所があれば記入してください。
- 4 勤務先欄には、現在就労している勤務先を記入してください。現在就労していない場合は記入する必要はありません。
- 5 学歴欄の学校名は最終学校とその前2つを、学部・学科は専攻科まで詳細に記入してください。また、学位がある場合には、その学位と学位論文名を併せて記入してください。

(記入例)

昭和50	3	〇〇県立〇〇高等学校 卒業
昭和54	3	□□大学□□学部□□学科 卒業
昭和56	3	△△大学大学院△△専攻科 修了
同上		学位取得 修士(専門分野) 学位論文名「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

- 6 職歴欄は、今までのいっさいの職歴(自営業は含み、短期のアルバイトは除く。)について職歴順に詳細に記入してください。(無職の期間がある場合なども例に従って記入してください。)また、欄が不足する場合は、別紙(様式任意)を添付してください。

(記入例)

昭和50	4	◇◇株式会社 入社	◇◇業務に従事
昭和53	4	無 職	
昭和54	4	家業(▽▽業)に従事	
昭和56	9	〇〇大学〇〇学部非常勤講師(週〇〇時間)	〇〇業務に従事
昭和63	4	同 大学〇〇学部助手	□□業務に従事
平成 7	7	△△市立△△美術館△△課長	△△業務に従事
平成13	7	同 副館長	〇〇業務に従事
		現在に至る	

- 7 資格・免許等欄には、語学検定、特殊技能などがあれば、また、パソコンの習熟度についても記入してください。なお、取得見込みの資格があれば、併せて記入してください。
- 8 記入不足がある場合は、受付をしない場合があります。(郵送の場合は返送します。したがって、そのために、申込締切日に間に合わなくても当方では責任を負いかねます。)

(様式2)

## 自己PR書

		※受験番号	
氏名		職種	
1 これまでにチャレンジしたこととそこから得たもの			
2 他人に誇れるような過去の実績、経験等			
3 自己PR (自己の能力を県政にどのように活かすことができるか)			
4 育児休業代替任期付職員への志望動機			
5 携わりたい業務とその理由			
6 在学中の所属クラブ、アルバイト			

(様式3)

## 国籍要件・応募資格等確認書

受験申込者の「日本国籍の有無」	有 - 無
受験申込者の「在留資格の内容」 (※外国籍の人のみ記入)	
受験申込者の「生年月日」	昭和・平成 年 月 日

私は、次の各号のいずれにも該当しておりません。

また、この応募書類一式の記載内容は全て事実と相違ありません。

なお、奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験案内を熟読し、内容について十分理解しております。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

令和 年 月 日

氏 名 (自署)

---

※次の書類を添付してください。

応募資格をみたく卒業証明書及び成績証明書 (厳封)

または、応募資格をみたく実務経験を証する在職証明書

(様式4)

## 在 職 証 明 書

職 種	氏 名	生 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
勤務先の名称 ・所在地 及び連絡先	TEL — —	
在 職 期 間	就 職 日 : 年 月 日 退職日(予定日) : 年 月 日	
	上記在職期間中に、育児休業（産前産後の休暇を除く）又は私傷病による休業の期間がある場合その期間 ※（育休・その他）については、該当する区分に○印を付けて下さい ( 育休・その他 ) 年 月 日～ 年 月 日 ( 育休・その他 ) 年 月 日～ 年 月 日 ( 育休・その他 ) 年 月 日～ 年 月 日	
雇 用 形 態	正社員・臨時社員・アルバイト、パートタイマー その他 ( )	
在 職 中 の 職 務 内 容	※できるだけ詳細にお願いします。	
1 週間当たりの勤務時間	時間/週	

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

奈良県総務部行政・人材マネジメント課長 殿

(証明者の職・氏名)



(記入上の注意)

- 1 太枠内は、予め本人が記載してください。
- 2 在職中の場合は、退職予定日を記入してください。
- 3 私傷病による休業の期間については、有給、無給にかかわらず2ヶ月以上の連続した休業がある場合に記載して下さい。(不足する場合は欄外に記載するなどして下さい。)
- 4 証明者の職・氏名の欄は、原則として勤務先の代表者名でお願いしますが、採用担当部局の責任者名(例、人事部長、人事課長等)の証明でも結構です。